



福岡県医師会
令和4年9月21日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 蓮澤 浩明
(公印省略)

オンライン資格確認の原則義務化へ向けた対応について

令和4年8月10日の中央社会保険医療協議会（中医協）総会において、中医協会長より厚生労働大臣あてに答申書が提出されたことを踏まえ、令和4年9月5日付けで保険医療機関及び保険医療養担当規則（以下、「療担規則」）が改正され、オンライン資格確認の導入が原則義務化されることとなりました。（令和4年9月13日付け福岡県医発第1638号（地）をご参照ください。）

先般、本件に関する顔認証付きカードリーダー（以下、「カードリーダー」）の申し込みや、診療報酬上の取扱い及び補助金等に関し、令和4年9月15日開催の各医師会医療保険・医療情報担当理事者会にてご説明いたしましたが、オンライン資格確認の原則義務化へ向けた対応について下記のとおりとりまとめましたのでご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましてもご理解いただくとともに、貴会会員への周知並びに問い合わせ等へのご対応方よろしくお願い申し上げます。

記

＜義務化へ向けた対応について＞

①カードリーダー申込	令和4年12月末まで ※各カードリーダーメーカーにおいて 申込締切が設定されており、 実質、令和4年11月30日まで
②システム事業者と導入作業の契約を締結	令和5年2月末まで（できるだけ早く）
③運用開始	令和5年3月末まで
④補助金交付申請	令和5年6月末まで

※令和5年4月1日以降は、療担規則で義務化されますので、最低でも令和5年3月末日までにカードリーダーが手元に届いていること、また、導入作業に向けて作業を進めていること（見積の取得など）を証明できるように準備を進めてください。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山 淳一郎
医療情報システム担当理事 柳 大三郎
会長 島田昇二郎

①カードリーダーの申し込みについて

- ・「オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係 医療機関等向けポータルサイト（URL：<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>）」（以下、「ポータルサイト」）から申し込みをすること。
 - ・ポータルサイトへのアクセスが困難な医療機関は、紙申請による申し込みをすること。（令和4年10月2日（日）までに本会宛 FAX（092-411-6858））
- ※詳細については、令和4年9月12日付け福県医発第1628号（地）にてご連絡済み）

②システム事業者と導入作業の契約を締結

- ・県内において導入を依頼できる業者が限られているため、早急に準備を開始すること。

③運用開始

- ・ポータルサイトより、運用開始日の入力をする。
- ・患者向け掲示をする。（ポスター、ステッカー等は厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html）よりダウンロード可）

④補助金交付申請

- ・ポータルサイトから申請を行う。
- ・必要な書類は「領収書（写）」、「領収書内訳書（写）」、「オンライン資格確認等事業完了報告書」

以上